

平成23年度九州大学大学院法学府  
修士課程入学試験問題（春季）

刑法

第一問

医師甲は、以前より恨みを抱いていたXが交通事故に遭って頭部に重傷を負ったため、自ら勤務する病院に運ばれてきたのを知り、これを殺害しようと意図して、担当医ではないにもかかわらず、看護士乙に対し、Xはもう助かる見込みはないので、生命維持装置を外すようにと指示した。乙はもう助かる見込みがないのであれば問題ないと思って、Xの生命維持装置を外した。その後、甲は乙が指示通りに行為したかを確認するためにXの病室を訪れ、生命維持装置が外されているのを確認した後、部屋を出ようとしたところ、看護士YがXの病室に入ろうとしたので、Xに異常ないと告げて、別の病室に向かうよう指示した。Xは生命維持装置を外された結果死亡したが、Yが病室を訪れた時点で発見されれば確実に助かったことがわかった。甲及び乙の罪責について論ぜよ（特別法違反の点は除く）。

第二問

住所不定の甲は、人里離れた山中を放浪していたが、深夜になり気温も零下10度を下回ったのでこのままでは身体にとって重大な危険が生ずると感じ、暖をとる場所を探していたところ、X所有の別荘を発見し、塀を越えてガレージに侵入すると、そこで寝込んでしまった。翌朝、たまたま別荘に滞在していたXが車で出かけようとガレージに来ると、甲が寝込んでいたので不法に侵入した者だと判断し、これを捕まえようと近くにあったロープで縛り上げようとしたが、これに対し、目を覚ました甲は逮捕されるのを免れるため、逆にXを押さえ込んで、そのロープでXを縛り上げてしまった。そこで甲は、何か金目の物をいただいていこうと決意し、Xの胸のポケットから財布を奪取し、Xの車に乗って逃走した。甲の罪責について論ぜよ（特別法違反の点は除く）。